

# 越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想 (素案)

射 水 市



# 目次

---

<b>第1章 策定の背景及び位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1-1 策定の背景及び目的 .....	1
1-2 本基本構想の期間 .....	1
1-3 本基本構想の位置づけ .....	1
<b>第2章 射水市及び越中大門駅周辺の概況</b> .....	<b>2</b>
2-1 射水市の概況 .....	2
(1) 位置及び地勢 .....	2
(2) 人口 .....	3
(3) 障がい者数 .....	4
2-2 越中大門駅周辺の状況 .....	5
(1) 越中大門駅周辺の概要 .....	5
(2) 人口 .....	6
(3) 公共交通 .....	7
(4) 道路 .....	9
2-3 上位・関連計画における越中大門駅周辺・バリアフリー施策の位置づけ .....	11
(1) 第2次射水市総合計画（平成26年6月） .....	11
(2) 第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月改訂） .....	12
(3) 射水市都市計画マスタープラン（令和2年6月） .....	12
(4) 射水市地域公共交通網形成計画（令和2年3月） .....	13
(5) 射水市バリアフリーマスタープラン（令和2年3月） .....	13
<b>第3章 重点整備地区等の設定</b> .....	<b>14</b>
3-1 設定の考え方 .....	14
(1) 生活関連施設 .....	14
(2) 生活関連経路 .....	15
(3) 重点整備地区 .....	16
3-2 重点整備地区等の設定 .....	18
(1) 生活関連施設 .....	18
(2) 生活関連経路 .....	18
(3) 重点整備地区 .....	19
(4) 重点整備地区の特性 .....	20

<b>第4章</b>	<b>重点整備地区におけるバリアフリー化の現状と課題</b>	<b>21</b>
4-1	まち歩き点検	21
	(1) 目的	21
	(2) 概要	21
4-2	バリアフリー化の課題	22
<b>第5章</b>	<b>重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針</b>	<b>23</b>
5-1	基本理念	23
5-2	基本目標・基本方針	23
5-3	移動等円滑化に向けた取組	24
	(1) 基本方針①に基づく取組【公共交通】	24
	(2) 基本方針②に基づく取組【案内・情報提供】	24
	(3) 基本方針③に基づく取組【道路】	25
	(4) 基本方針④に基づく取組【公衆トイレ】	25
	(5) 基本方針⑤に基づく取組【高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解】	25
	(6) 基本方針⑥に基づく取組【バリアフリー知識・スキルの習得】	25
<b>第6章</b>	<b>実施すべき特定事業及びその他の事業</b>	<b>26</b>
6-1	公共交通特定事業	26
6-2	教育啓発特定事業	26
6-3	その他の事業	27
<b>第7章</b>	<b>基本構想の推進と進捗管理</b>	<b>28</b>
<b>参考資料</b>		<b>1</b>
1	射水市バリアフリー推進協議会 設置要綱	1
2	射水市バリアフリー推進協議会 委員名簿	3

# 第1章 策定の背景及び位置づけ

## 1-1 策定の背景及び目的

本市では、都市整備等と連携したバリアフリー化を推進するため、令和元年度に射水市バリアフリーマスタープラン（以下「バリアフリーマスタープラン」という。）を策定しました。バリアフリーマスタープランでは、移動等円滑化促進地区の一つとして大門・大島地区を位置づけ、あいの風とやま鉄道越中大門駅周辺の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示したところです。

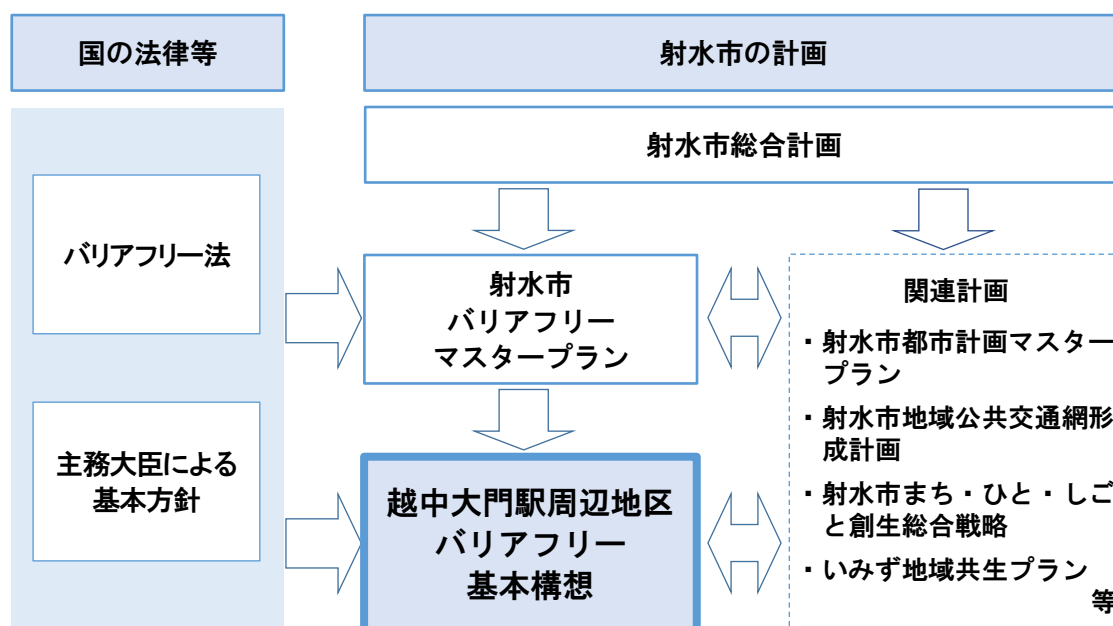
越中大門駅周辺においては、越中大門駅をはじめとするバリアフリー化に向けた事業を具体化し、越中大門駅周辺地区におけるバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想（以下「本基本構想」という。）を策定します。

## 1-2 本基本構想の期間

本基本構想の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

## 1-3 本基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー法及び基本方針に基づいて策定します。また、策定に当たっては、射水市総合計画やバリアフリーマスタープランをはじめとする上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮します。



## 第2章 射水市及び越中大門駅周辺の概況

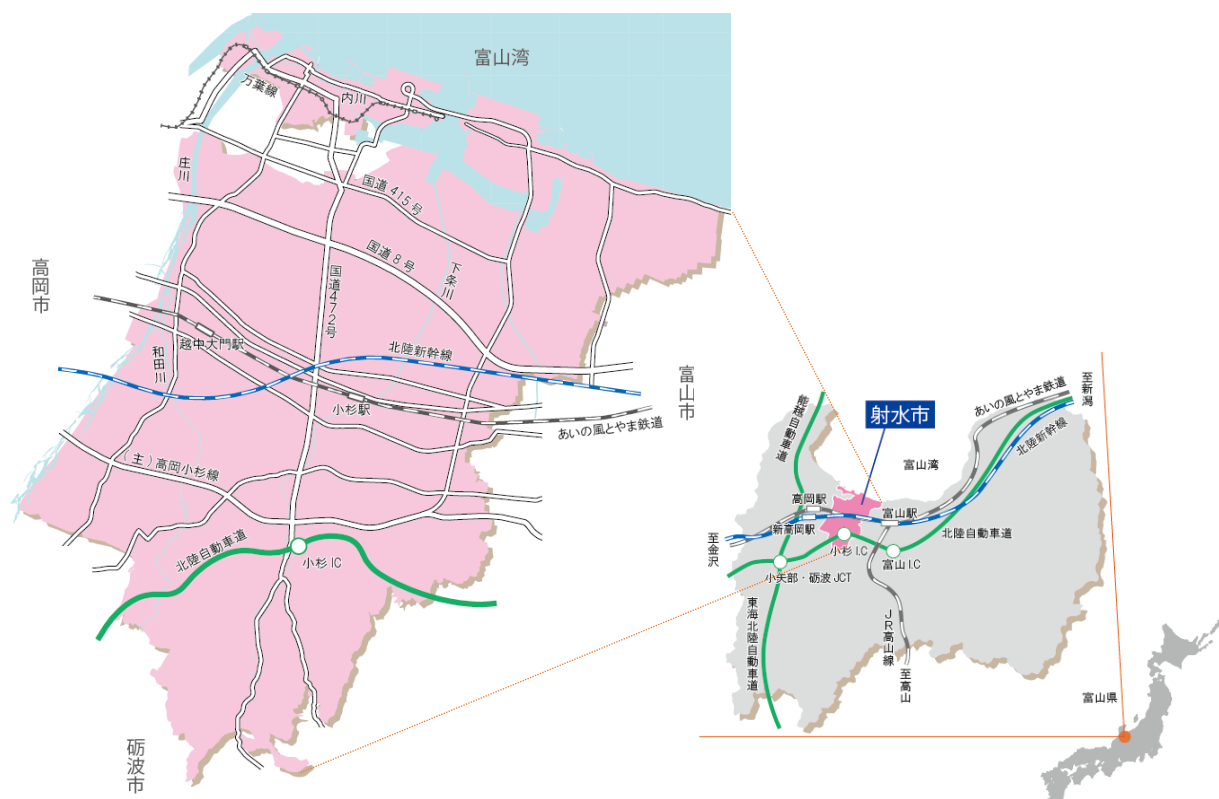
### 2-1 射水市の概況

#### (1) 位置及び地勢

本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。市域は、東西10.9 km、南北16.6 kmで、総面積は109.44 km<sup>2</sup>となっており、県土面積の約2.6%を占めています。

地形は庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な平野部と南部の丘陵部で構成されています。標高は海拔0 mから140.2 mで、四季折々において彩り豊かな自然が見られます。

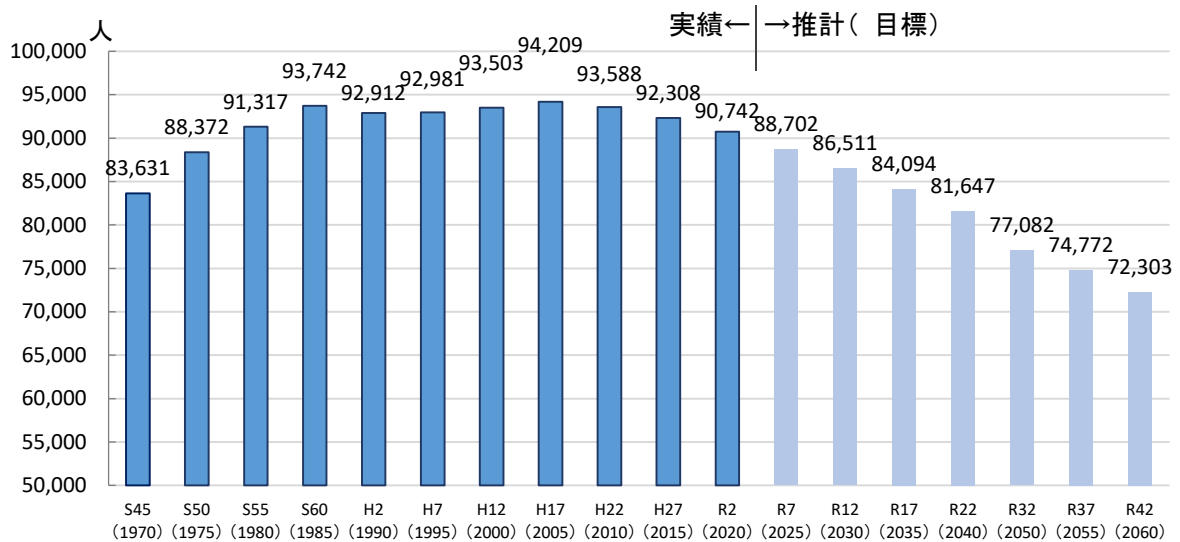
また、日本海側のほぼ中央に位置し、市内に国際拠点港湾伏木富山港（新湊地区）、その後背地に県内最大級の工業団地、さらに内陸部にはあいの風とやま鉄道（小杉駅・越中大門駅）のほか、北陸自動車道小杉インターチェンジ等の道路網があり、環日本海交流の拠点として、いわば360°の交流・連携を可能とする優位性を持っています。



## (2) 人口

令和2年(2020年)の人口は9.1万人で、平成17年(2005年)の9.4万人をピークに減少傾向にあり、更なる減少が予想されることから、第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、令和42年(2060年)の目標人口を72,000人としています。

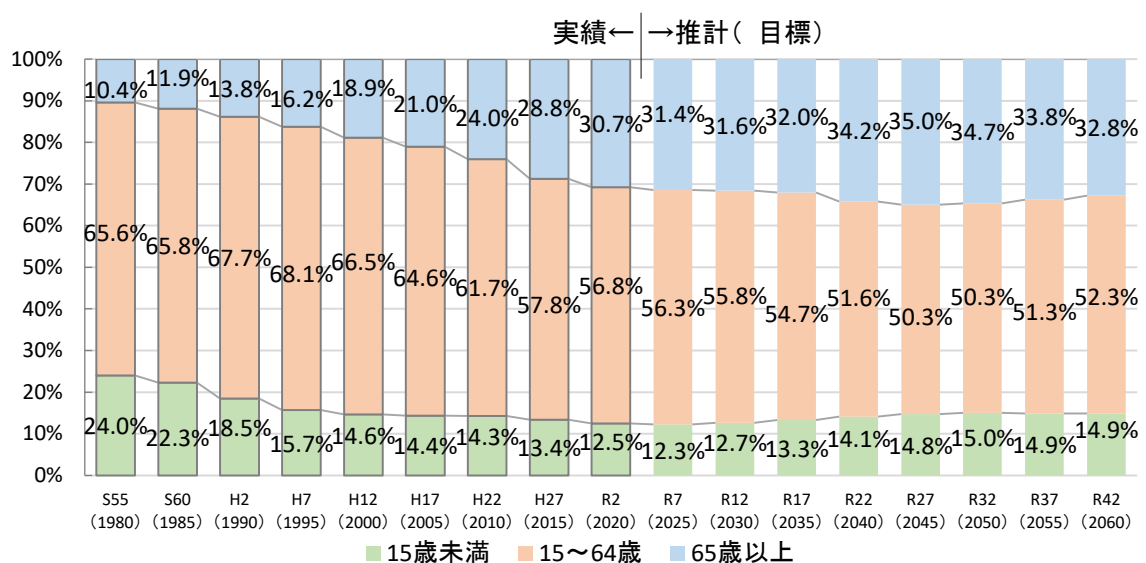
図 人口の実績値と目標(推計値)



資料) 総務省「国勢調査(昭和45年(1970年)～令和2年(2020年))」  
 ※昭和45年(1970年)から平成17年(2005年)までの値は旧市町村の値を合算したもの  
 射水市人口ビジョン(令和元年度策定) ※令和7年(2025年)以降は推計値(目標)

年齢3区分別の人口割合では、令和2年(2020年)時に高齢者人口(65歳以上)が30.7%を占め、年少人口(15歳未満)の12.5%の2倍以上となっています。今後の人口推計でも、高齢者人口割合は30%を超え、年少人口は同割合で推移するものと考えられます。

図 年齢3区分別 人口割合の実績値と目標値(推計値)



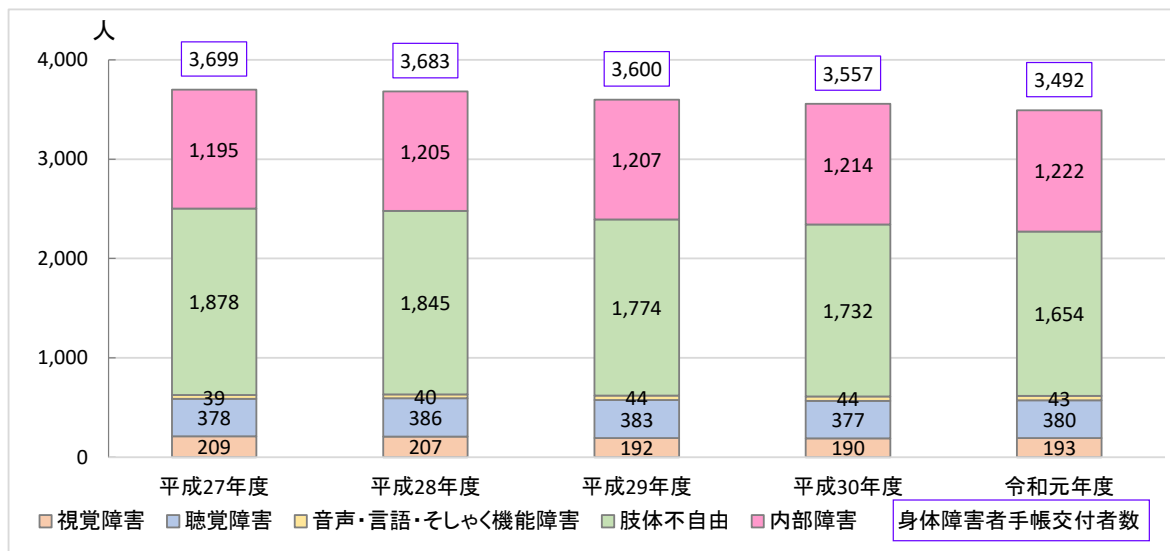
資料) 総務省「国勢調査(昭和55年(1980年)～令和2年(2020年))」※割合は、分母から不詳を除いて算出  
 ※昭和55年(1980年)から平成17年(2005年)までの値は旧市町村の値を合算したもの  
 射水市人口ビジョン(令和元年度策定) ※令和7年(2025年)以降は推計値(目標)

### (3) 障がい者数

身体障害者手帳交付者数は微減傾向にあり、令和元年度（2019年度）には3,492人となっています。このうち肢体不自由や内部障害を合わせて全体の約8割を占めています。

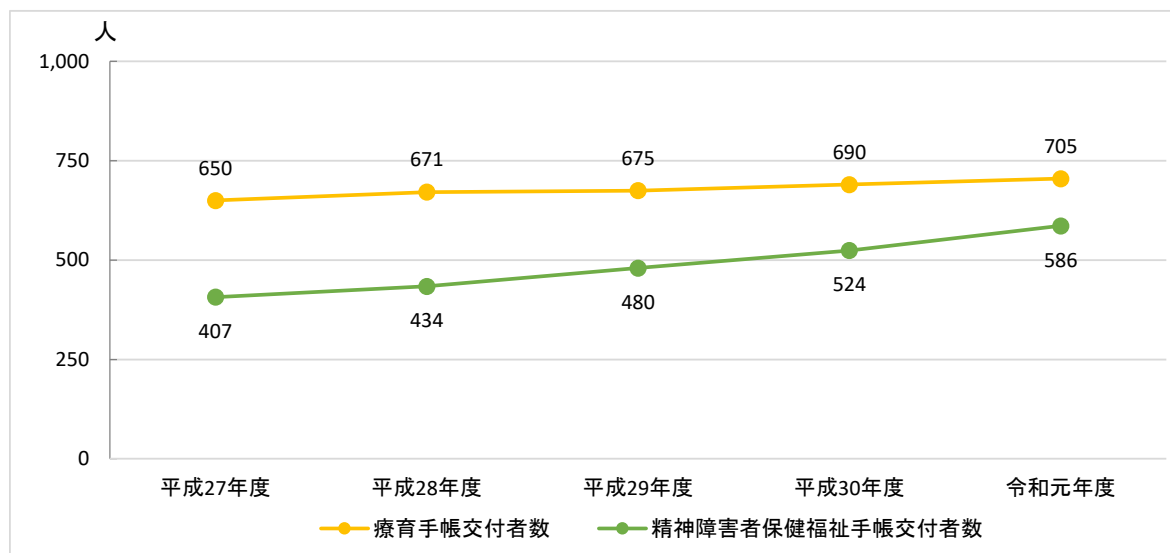
一方、療育手帳交付者数及び精神障害者保健福祉手帳交付者数は増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳交付者数の増加が顕著となっています。

図 身体障害者手帳交付者数の推移



資料) 射水市統計書（令和2年度版）

図 療育手帳交付者数・精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



資料) 射水市統計書（令和2年度版）

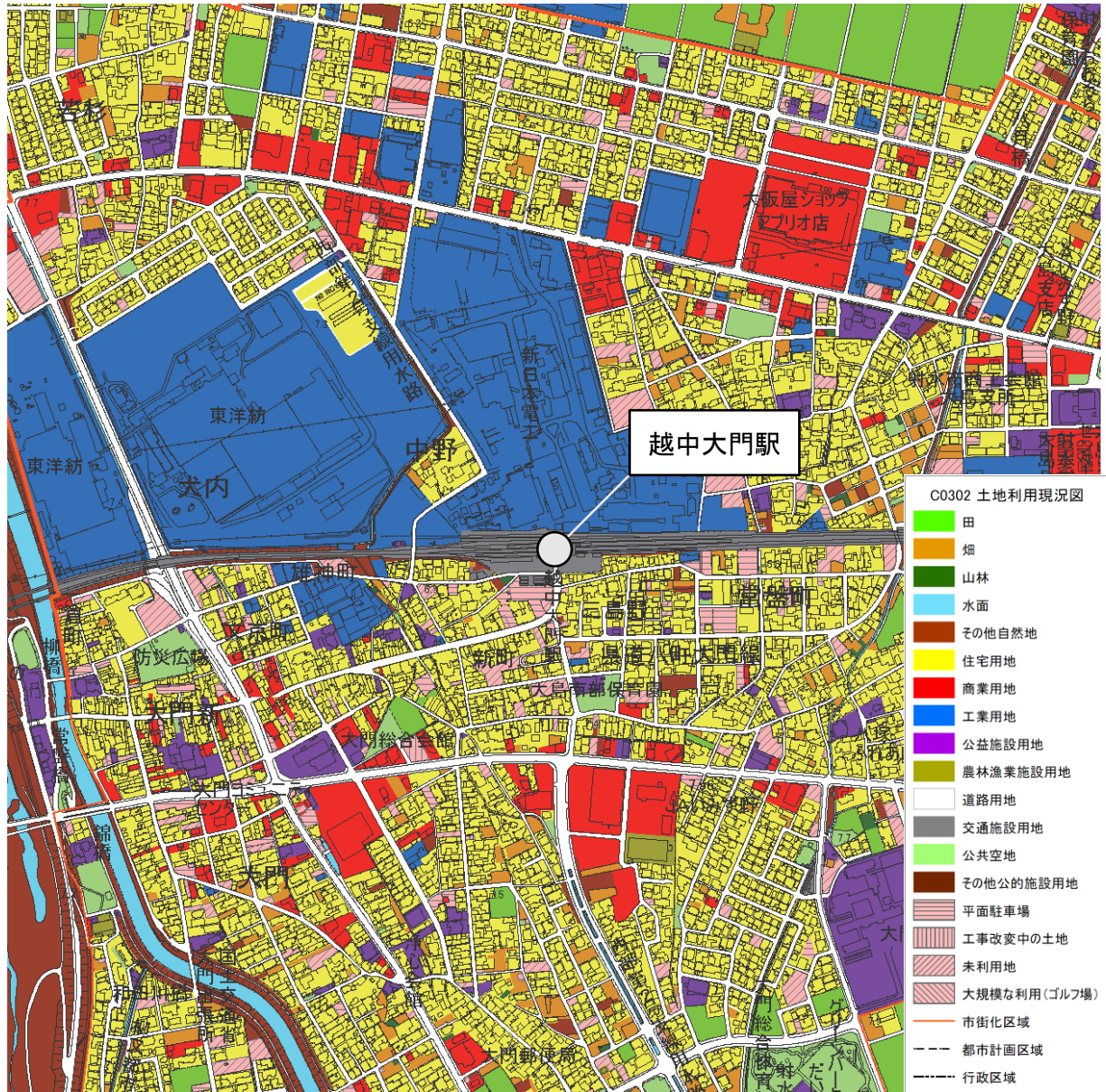


## 2-2 越中大門駅周辺の状況

### (1) 越中大門駅周辺の概要

あいの風とやま鉄道越中大門駅は本市の中西部に位置し、改札口のある駅南側に住宅を中心とした市街地が形成されているほか、駅北側には大規模工場が立地しています。

図 越中大門駅周辺の土地利用状況

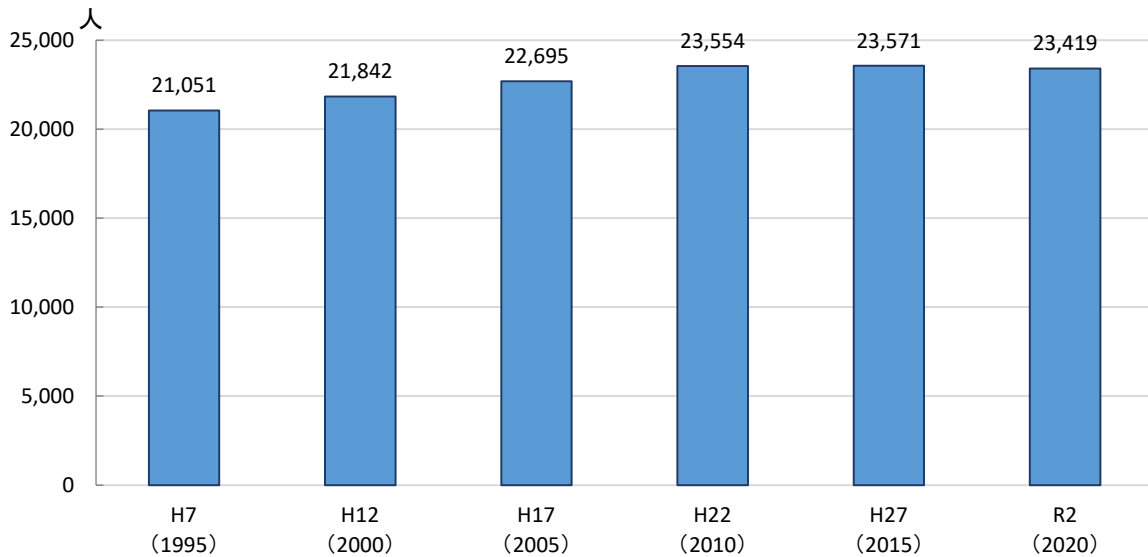


資料) 平成30年 都市計画基礎調査(土地利用現況)

## (2) 人口

令和2年(2020年)の大門・大島地区の人口は23,419人で、直近20年間は微増から横ばいで推移しています。

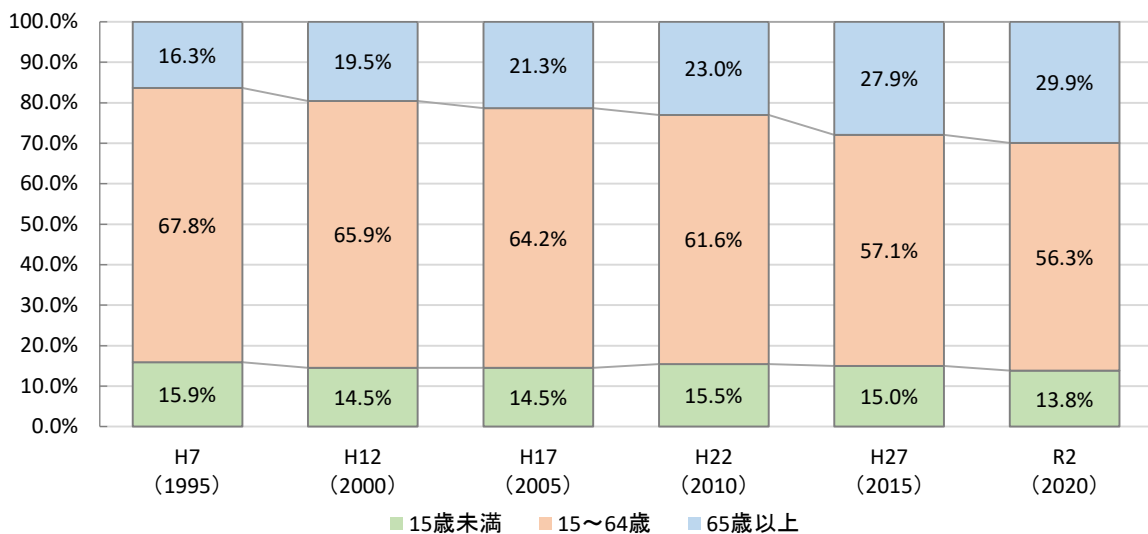
図 人口の実績値(大門・大島地区)



資料) 総務省「国勢調査(昭和45年(1970年)~令和2年(2020年))」  
 ※平成17年(2005年)までの値は旧市町村の値

大門・大島地区の年齢3区分別の人口割合は、令和2年(2020年)時に高齢者人口(65歳以上)が29.9%を占め、年少人口(15歳未満)の13.8%の約2倍強となっています。また、高齢者人口割合の上昇傾向も見られます。これらの傾向は、市全体の傾向との大きな相違は見られません。

図 年齢3区分別 人口割合の実績値(大門・大島地区)



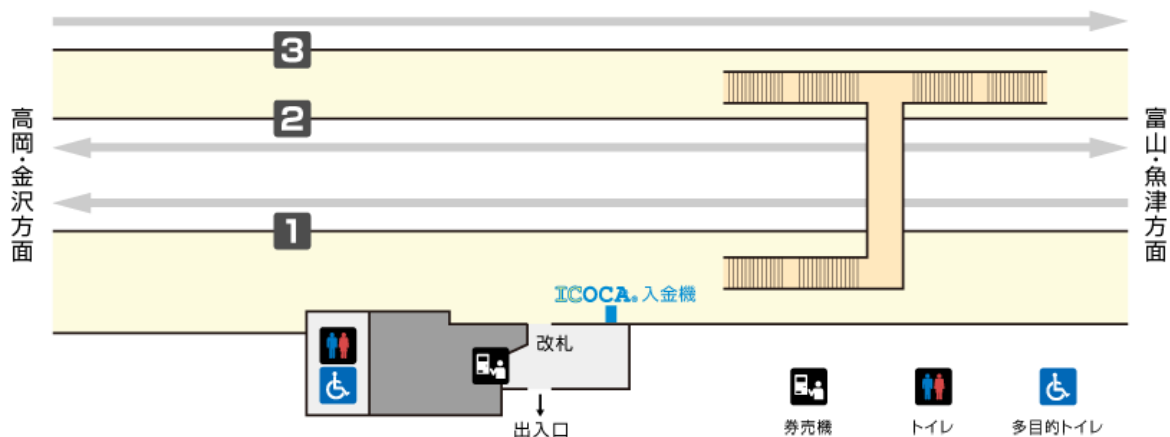
資料) 総務省「国勢調査(昭和45年(1970年)~令和2年(2020年))」  
 ※平成17年(2005年)までの値は旧市町村の値。割合は、分母から不詳を除いて算出している。

### (3) 公共交通

#### ① あいの風とやま鉄道（越中大門駅）

越中大門駅の駅構造は、2面3線のホーム構造で、上り下りのホーム間は跨線橋で接続しています。駅舎には多目的トイレが設置されていますが、跨線橋にはエレベーターが設置されていません。

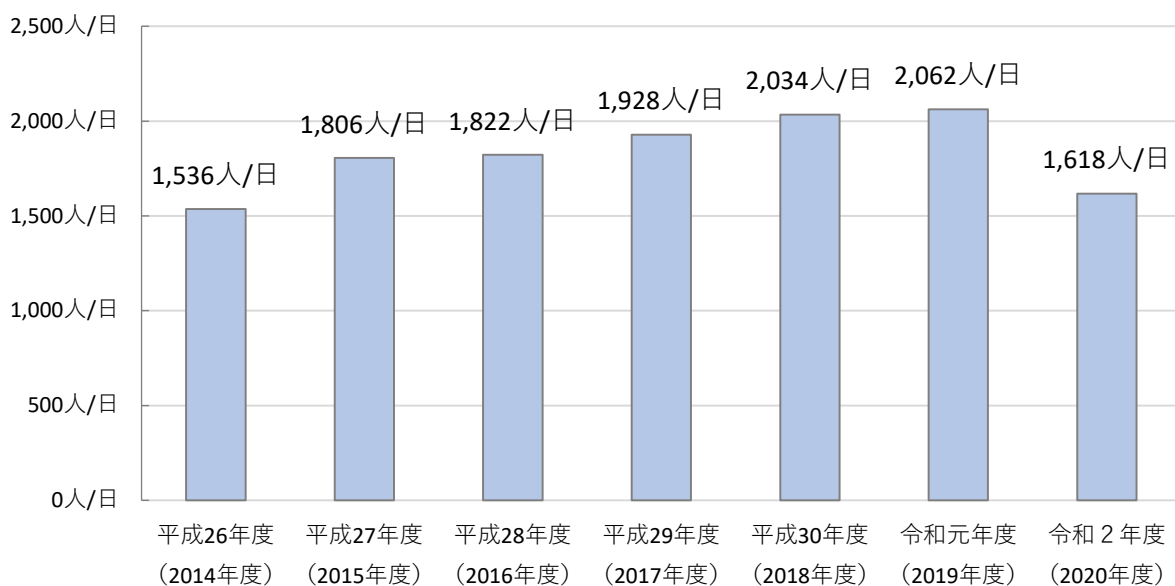
図 施設概要（越中大門駅）



資料) あいの風とやま鉄道HP

越中大門駅の利用者数は増加傾向にあり、平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）の1日当たり利用者数は2,000人/日を超える状況となっています。令和2年度（2020年度）の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から前年実績を下回る結果となりました。

図 1日当たり利用者数（越中大門駅）



資料) あいの風とやま鉄道利用促進協議会資料

※ 平成26年度は、JR西日本347日運行、あいの風とやま鉄道18日運行  
平成27年度以降は、全日あいの風とやま鉄道による運行

## ② 路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシー

越中大門駅周辺には、富山地方鉄道バス及び射水市コミュニティバスのバス停が点在しています。特に、越中大門駅には計5路線（冬季のみ運行する路線を含む。）の射水市コミュニティバス路線が接続しています。

また、越中大門駅周辺にはデマンドタクシーが運行され、下記のバス停に加え大門郵便局やサンコー大門店、医療機関等で乗降することが可能です。

図 系統別 バス停（越中大門駅周辺）

	射水市コミュニティバス					富山地方鉄道バス
	① 新湊・大門線	⑤ 新湊・越中 大門駅線	⑨ 浅井・越中 大門駅線	⑩ 櫛田・越中 大門駅線	⑪ 小杉駅・水戸 田経由大門線	国際大付属 高校線（高 岡ルート）
大門錦町中			○			
大門中町			○			
大門中央		○				
大門総合会館前	○					○
田町公民館前	○	○	○			
越中大門駅	○	○	○	○	○	
大島南部公園前	○	○	○	○		
J A いみず野前	○	○	○	○		

図 バス停位置図



#### (4) 道路

越中大門駅周辺には、5路線の県道（主要地方道及び一般県道）が位置しています。

越中大門駅周辺のバリアフリー化の取組としては、主要地方道高岡青井谷線及び市道大門針原線（都市計画道路東老田高岡線）で、歩道と車道との勾配の緩和、段差解消等が完了しています。

また、市道新町10号線における駅前広場整備や市道新町1号線（都市計画道路駅前線）における道路拡幅・歩道新設工事が進められているほか、主要地方道新湊庄川線における歩道において、視覚障がい者用誘導ブロックの設置が進められています。

図 主要幹線道路及びバリアフリー化の取組状況

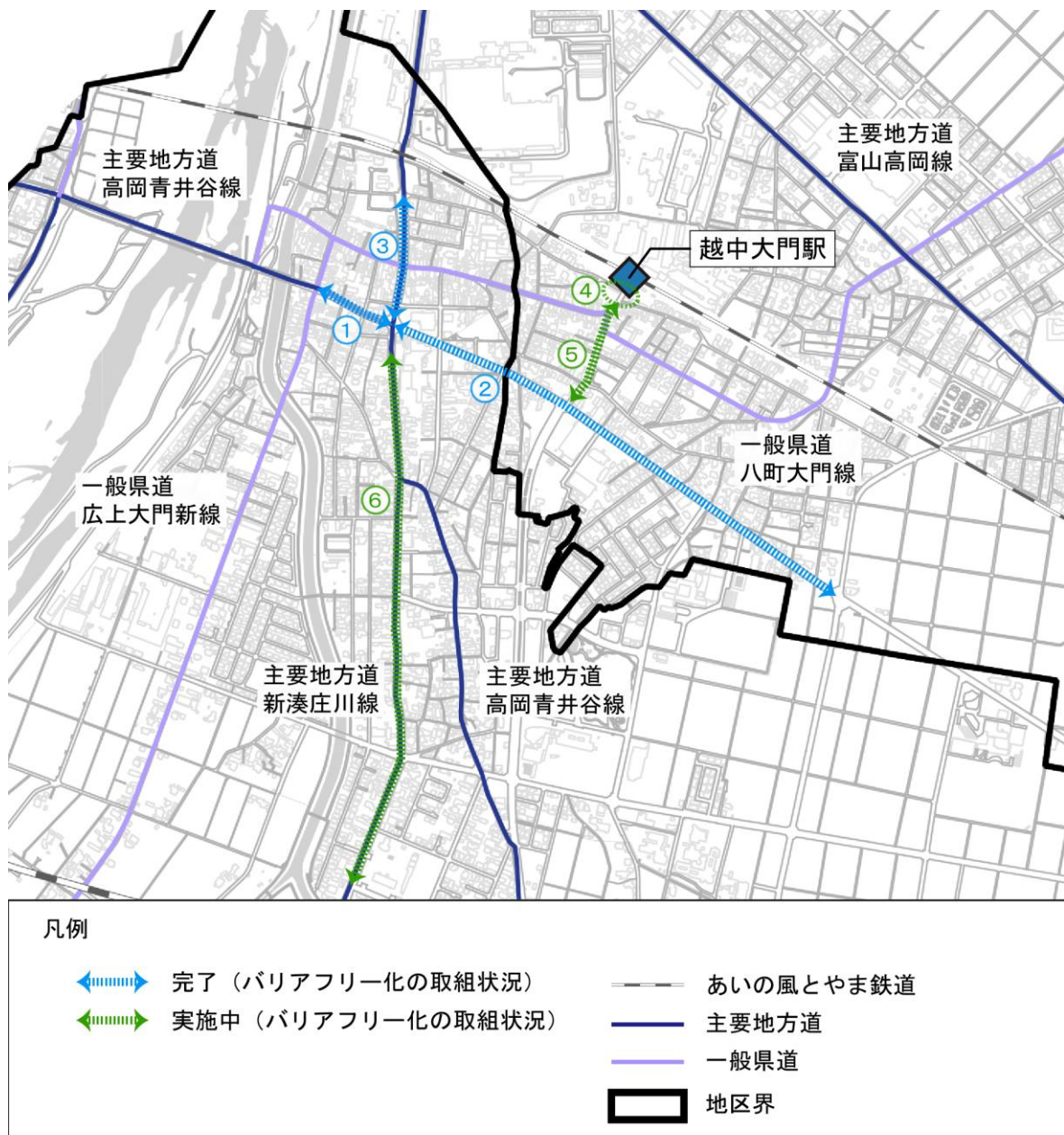


表 バリアフリー化の取組状況（越中大門駅周辺）

取組状況	事業箇所	主な事業内容	実施(予定)期間	実施主体
完了	①主要地方道 高岡青井谷線 (都市計画道路 東老田高岡線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道と車道との勾配の緩和</li> <li>・段差解消</li> <li>・視覚障がい者用誘導ブロックの設置</li> </ul>	—	富山県
	②市道大門針原線 (都市計画道路 東老田高岡線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩道と車道との勾配の緩和</li> <li>・段差解消</li> <li>・視覚障がい者用誘導ブロックの設置</li> </ul>	—	射水市
	③主要地方道新湊 庄川線(都市計画 道路二口北野線) (大門地内) (歩道部分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者用誘導ブロックの設置</li> </ul>	—	富山県
実施中	④越中大門駅前・ 市道新町10号線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前広場整備 (駅前ロータリー整備、 駅前駐車場整備)</li> <li>・視覚障がい者用誘導ブロックの設置</li> </ul>	令和元年度 ～令和3年度	射水市
	⑤市道新町1号線 (都市計画道路 駅前線)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路拡幅</li> <li>・歩道新設 (道路改良工事)</li> <li>・視覚障がい者用誘導ブロックの設置</li> </ul>	平成30年度 ～令和3年度	射水市
	⑥主要地方道新湊 庄川線(都市計画 道路二口北野線) (二口地内) (歩道部分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者用誘導ブロックの設置 (子ども子育て総合支援 センター付近から北に向 かって歩道に点字ブロッ クを敷設)</li> </ul>	平成25年度から 毎年実施 (整備区間延長中)	射水市

## 2-3 上位・関連計画における越中大門駅周辺・バリアフリー施策の位置づけ

### (1) 第2次射水市総合計画（平成26年6月）

第2次射水市総合計画では、障がい者福祉や公共交通、道路、生活環境等の視点から様々なバリアフリー関連施策が位置づけられています。

表 第2次射水市総合計画におけるバリアフリー関連施策の位置づけ

部・章（政策）・節（施策）	施策の内容
第2部 健康でみんなが支え合うまち 第2章 やさしさを支え合うまちづくり 第2節 障がい者福祉の充実	第1 障がい者の社会参加の促進と共生社会の実現 2 障がい者の社会参加の促進 (3) 生活環境等のバリアフリー化の推進
第4部 潤いのある安心して暮らせるまち 第2章 快適で利便性の高いまちづくり 第2節 公共交通網の整備	第2 快適な交通環境の整備 2 移動制約者の利便性向上 (1) 高齢者、障がい者等の利用を促進する環境の整備 ア 公共交通施設のバリアフリー化 イ バス、電車の低床化
第4部 潤いのある安心して暮らせるまち 第2章 快適で利便性の高いまちづくり 第3節 地域をつなぐ道路網の整備	第1 機能的で安全・安心な道づくり 1 車から人への道づくり (1) 交通弱者に対応した安全で安心なみちづくり ア 段差や障害物のない歩道空間のバリアフリー化 第2 利便性の高い道路網の整備 1 交通ネットワークを踏まえた道路網の確立 (2) 補助幹線道路の整備 イ 既設補助幹線歩道のバリアフリー化、交差点改良、踏切拡幅改良等、道路空間のゆとり・安全性の向上
第4部 潤いのある安心して暮らせるまち 第3章 快適で住みよいまちづくり 第2節 生活環境の充実	第1 生活環境のバリアフリー化の推進 1 みんなにやさしい外出環境の整備 (1) 歩道幅員の確保や段差解消等安全性の確保 (2) 交通安全対策の推進 (3) 地域ぐるみの福祉のまちづくりの推進
第4部 潤いのある安心して暮らせるまち 第4章 安心して暮らせるまちづくり 第3節 交通安全・防犯対策の推進	第3 安全環境の整備 2 交通弱者に配慮した道路交通環境の整備 (1) 子ども、高齢者、障がい者等交通弱者の視点に立った道路環境の整備 (2) 音響信号機や点字ブロックの設置

## (2) 第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月改訂）

第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、交通環境の視点から、バリアフリー関連施策が位置づけられています。

表 第2期射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるバリアフリー関連施策の位置づけ

基本目標・施策の基本方向・具体的な施策	施策の内容
基本目標3 市の魅力を内外に発信し、新しい人の流れづくり (3) 快適な交通環境の整備 2次交通の充実、駅周辺環境整備	・交通結節点等におけるバリアフリー化の推進

## (3) 射水市都市計画マスタープラン（令和2年6月）

射水市都市計画マスタープランでは、越中大門駅周辺が「地域居住拠点」に位置づけられています。

また、南部内陸地域のまちづくりの方針として、越中大門駅におけるバリアフリー、ユニバーサルデザインの観点に基づく環境整備や越中大門駅周辺の道路整備が位置づけられています。

表 射水市都市計画マスタープランにおける越中大門駅周辺の位置づけ

拠点	都市機能配置の考え方
地域居住拠点	・都市活動エリアにおける居住を中心とした拠点として太閤山地区ならびに越中大門駅周辺を位置づけ、身近な生活利便サービス機能を確保・維持し、人口の集積を図ります。また、地域住民や地域の多様な主体の参画・連携に基づく地域共生のまちづくりを推進します。

表 射水市都市計画マスタープランにおける都市整備の方針（南部内陸地域）

	都市整備の方針（南部内陸地域）
(2) 交通 ①道路網 【その他の道路】	・越中大門駅への南北アクセス向上に向け、駅前広場及び（都）駅前線等、駅周辺の道路整備を推進します。
(2) 交通 ②公共交通	・越中大門駅については、鉄道とコミュニティバス等との公共交通の乗継機能の強化を図り、射水市民病院やクロスベイ新湊等とのネットワーク強化を推進します。また、駅南側については、（都）駅前線の道路拡幅や駅前広場の整備によるアクセスや乗入れの向上を図り、駅北側からの利便性向上を検討します。さらには、エレベーター設置を検討するなど、バリアフリー、ユニバーサルデザインの観点に基づく環境整備に努めます。



#### (4) 射水市地域公共交通網形成計画（令和2年3月）

射水市地域公共交通網形成計画では、越中大門駅におけるバリアフリー化に向けた調査研究（エレベーター設置等）が位置づけられています。

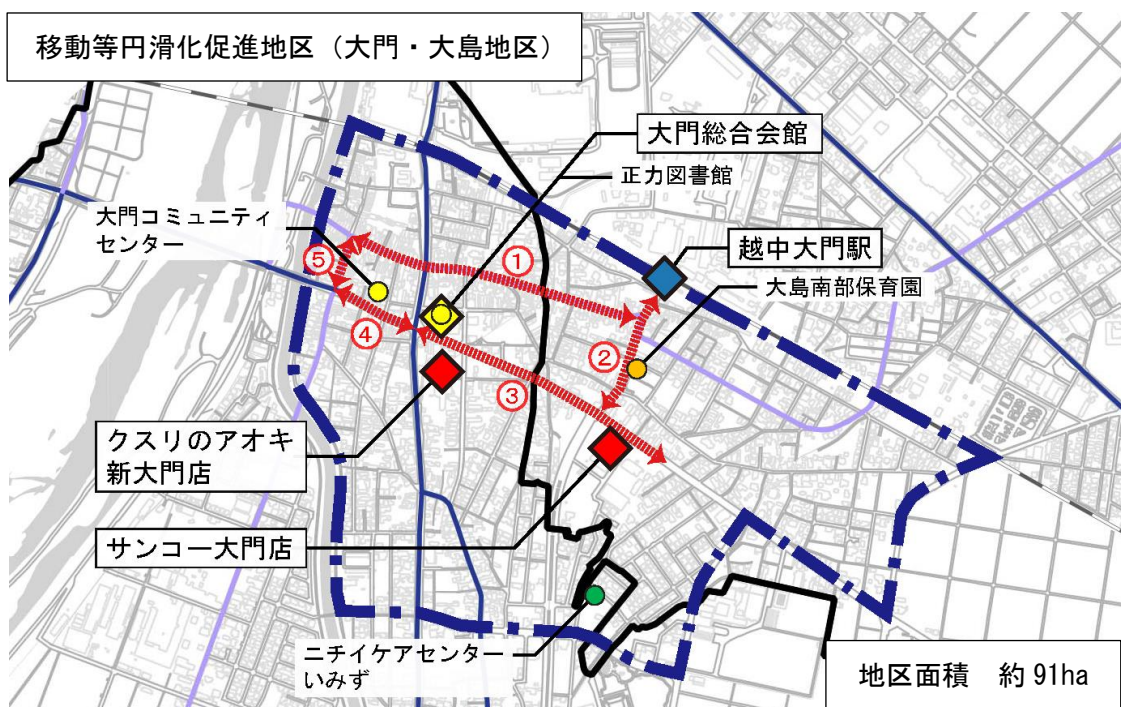
表 射水市地域公共交通網形成計画における越中大門駅の位置づけ

基本方針・目標・施策	具体的施策
基本方針1 まちづくりと連携した公共交通網の整備 (2) 利便性の高い交通結節点づくり ② 鉄道の利便性を高めるための環境整備	○ 鉄道線の老朽化対応・安全対策と、バリアフリー化に関する調査研究 ・ 万葉線の庄川橋梁の架替えに向けた対応や線路の改修（軌道の重軌条化、踏切保安設備、電路設備の更新等）を実施するとともに、あいの風とやま鉄道越中大門駅のエレベーター設置等バリアフリー化に向けた調査研究を行います。

#### (5) 射水市バリアフリーマスタープラン（令和2年3月）

射水市バリアフリーマスタープランでは、移動等円滑化促進地区の一つとして大門・大島地区が位置づけられています。

図 射水市バリアフリーマスタープランにおける越中大門駅周辺の位置づけ



	道路名称
①	一般県道八町大門線
②	市道新町10号線、市道新町1号線（都市計画道路駅前線）
③	市道大門針原線（都市計画道路東老田高岡線）
④	主要地方道高岡青井谷線（都市計画道路東老田高岡線）
⑤	一般県道広上大門新線

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	旅客施設または特別特定建築物（床面積2,000㎡以上）
	生活関連施設（旅客施設）
	生活関連施設（福祉施設）
	生活関連施設（文化・交流施設）
	生活関連施設（商業施設）
	生活関連施設（学校等）
	生活関連経路
	あいの風とやま鉄道
	主要地方道
	一般県道
	地区界

## 第3章 重点整備地区等の設定

### 3-1 設定の考え方

#### (1) 生活関連施設

##### ① バリアフリー法における位置づけ（法第2条第23号イ）

・高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう

##### ② 基本方針における位置づけ（抜粋）

・生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定される

##### ③ 本基本構想における設定の考え方

本基本構想では、バリアフリー法及び基本方針における位置づけやバリアフリーマスタープラン等を踏まえ、主要旅客施設を中心に以下に該当する施設を生活関連施設に設定します。

	施設例
(A) 旅客施設	駅
(B) 官公庁施設	市庁舎、地区センター
(C) 福祉施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設、子育て支援施設等
(D) 病院	病院
(E) 文化・交流施設	文化・教養施設、図書館、コミュニティセンター・公民館、交流施設
(F) 商業施設	大規模小売店舗
(G) 学校等	保育園・幼稚園、小学校、中学校
(H) 公園・運動施設	公園・緑地、運動施設
(I) その他施設	観光施設

## (2) 生活関連経路

### ① バリアフリー法における位置づけ（法第2条第23号ロ）

- ・生活関連施設相互間の経路をいう

### ② ガイドラインにおける位置づけ（抜粋）

- ・生活関連経路は、生活関連施設に訪れる人等の利用頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する必要があります
- ・生活関連施設相互の連絡に配慮し、移動等円滑化促進地区内のネットワークを構成することが重要です

### ③ 本基本構想における設定の考え方

本基本構想では、バリアフリー法及びガイドラインにおける位置づけやバリアフリーマスタープラン等を踏まえ、以下のような考え方にに基づき生活関連経路を設定します。

設定の視点	設定の考え方
(A) より多くの人々が利用する経路を設定	・生活関連施設間を徒歩により移動する頻度が高いと想定される経路を設定
(B) 生活関連施設相互のネットワークを構成できる経路を設定	・旅客施設から概ね半径500m以内にある生活関連施設を結ぶ経路を設定
(C) 関連計画と整合した経路を設定	・バリアフリーマスタープランやまちづくり整備事業等と整合した経路を設定

### (3) 重点整備地区

#### ① バリアフリー法における位置づけ（法第2条第24号）

	要件
要件－1	・生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること
要件－2	・生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設※について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること
要件－3	・当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること

※ 生活関連経路を構成する一般交通用施設  
道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設

#### ② ガイドラインにおける位置づけ（抜粋）

	位置づけ
要件－1 関連	・生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、原則として、生活関連施設がおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である
要件－2 関連	・高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である
要件－3 関連	・高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のための事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると認められることが必要である
留意事項	・重点整備地区の境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である

### ③ 本基本構想における設定の考え方

本基本構想では、バリアフリー法及びガイドラインにおける位置づけやバリアフリーマスタープラン等を踏まえ、以下のような考え方に基づき重点整備地区を設定します。なお、境界は道路等の地形地物等により区分します。

設定の考え方
(A) 将来の方向性が市の上位・関連計画に位置づけられている地区 ・ 射水市都市計画マスタープランにおける「地域居住拠点」 ・ 射水市バリアフリーマスタープランにおける「移動等円滑化促進地区」
(B) 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区 ・ 生活関連施設がおおむね3施設以上所在する地区 ・ 生活関連施設の立地が旅客施設から概ね半径500m圏内にある地区
(C) 各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区 ・ バリアフリー化事業を含む諸事業が上位・関連計画に位置づけられ、かつ、これらの事業が連続的に実施されることが見込まれる地区

## 3-2 重点整備地区等の設定

### (1) 生活関連施設

施設類型	施設名称
旅客施設	・ あいの風とやま鉄道 越中大門駅
商業施設	・ サンコー大門店 ※
学校等	・ 大島南部保育園
公園・運動施設	・ 大島南部公園

※ 床面積が2,000㎡以上の特別特定建築物

### (2) 生活関連経路

	路線名称
①	・ 市道新町10号線 ※駅前広場
②	・ 市道新町1号線（都市計画道路駅前線） （一部、一般県道八町大門線と重複）
③	・ 市道大門針原線（都市計画道路東老田高岡線）

### (3) 重点整備地区



#### (4) 重点整備地区の特性

設定の考え方	重点整備地区の特性
(A) 将来の方向性が市の上位・関連計画に位置づけられている地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域居住拠点」の位置づけ（射水市都市計画マスタープラン）</li> <li>・「移動等円滑化促進地区」の位置づけ（射水市バリアフリーマスタープラン）</li> </ul>
(B) 生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内に4施設の生活関連施設が立地</li> <li>・4施設の生活関連施設は、越中大門駅（旅客施設）から概ね半径500m圏内に立地</li> </ul>
(C) 各種バリアフリー化事業の重点的な実施が、都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越中大門駅へのエレベーター設置に関する施策の位置づけ（射水市地域公共交通網形成計画）</li> <li>・駅前広場の整備の位置づけ（射水市都市計画マスタープラン）かつ事業実施中</li> <li>・都市計画道路駅前線の整備の位置づけ（射水市都市計画マスタープラン）かつ事業実施中</li> <li>・上記の3事業は、位置・整備スケジュールが連続</li> </ul>



## 第4章 重点整備地区におけるバリアフリー化の現状と課題

### 4-1 まち歩き点検

#### (1) 目的

本基本構想の策定に際し、想定される生活関連施設（案）や生活関連経路（案）の現地調査を実施することで、これらの具体的な問題点を明確化するとともに移動制約者や施設管理者などによる問題点の共有を図ることを目的に、まち歩き点検を実施しました。

#### (2) 概要

令和3年10月11日（月）に、高齢者や障がい者などの移動制約者や施設管理者など15名で生活関連施設（案）や生活関連経路（案）の現地調査を実施しました。



市道新町1号線（都市計画道路駅前線）



市道新町1号線（都市計画道路駅前線）



越中大門駅



越中大門駅



越中大門駅



意見交換

## 4-2 バリアフリー化の課題

主な生活関連施設及び交通網のバリアフリー状況やまち歩き点検、過年度に実施した関係者ヒアリングを踏まえ、越中大門駅周辺地区におけるバリアフリー化の課題を以下に整理しました。

	まち歩き	ヒアリング
<b>(1) 駅施設・公衆トイレ</b>		
・車いす動線の確保（エレベーターの設置）【駅施設】	●	●
・視覚障がい者誘導用ブロック整備・改善の促進【駅施設】	●	●
・バリアフリー設備の充実（手すり、誘導鈴、音声案内等）【駅施設・公衆トイレ】	●	
・施設内の照度の確保【駅施設】	●	
<b>(2) 公共交通</b>		
・車いす利用者等への配慮（低床車両、スロープ板等）【バス】	●	
・交通サービスの維持（運行事業者やボランティアによる機能維持）【鉄道・バス】		●
・越中大門駅を拠点とした公共交通の利用促進と周辺地域の活性化【鉄道・バス】	●	
<b>(3) 歩道・駅前広場</b>		
・歩行者と自転車利用者、自動車の動線の分離【歩道、駅前広場】	●	●
・路面の平坦性や滑りにくさ、視認性の維持【歩道】	●	●
・音響式信号機やエスコートゾーンの充実【横断歩道】	●	●
<b>(4) 案内・情報提供</b>		
・駅施設の案内表示の充実（施設案内図、案内サイン等）【駅施設・公衆トイレ】	●	●
・分かりやすい公共交通案内の提供（誰もが見やすく分かりやすい時刻表やマップの改善等）【駅施設・バス停】	●	●
<b>(5) 市民意識</b>		
・高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解促進（健常者のモラルの向上）	●	●
・交通マナーや施設利用マナーの啓発	●	
<b>(6) 人材</b>		
・交通事業者や施設管理者のバリアフリースキルの向上	●	●
・教育活動を通じた意識啓発	●	●

## 第5章 重点整備地区における移動等円滑化の基本的な方針

### 5-1 基本理念

#### 「やさしさとともに歩むまち いみず」

～ 誰もが安全で快適に移動でき、楽しく暮らせるまちづくりを推進します ～

本基本構想では、バリアフリーマスタープランで掲げた基本理念の実現を目指し、越中大門駅周辺地区で具体的な取組を進めていきます。

### 5-2 基本目標・基本方針

基本理念の実現に向け、3つの基本目標と6つの基本方針を掲げ、バリアフリー化に取り組んでいきます。

#### 基本目標（1）安全で使いやすい交通環境の充実と活性化

まちの玄関口として公共交通や情報面でのバリアを解消することが重要であるため、駅施設や車両とともに情報面でのバリアフリー化を進めるほか、公共交通への多様な主体の関わりを促しながら、安全で使いやすい交通環境を充実し公共交通の活性化を図ることを目指します。

**基本方針① 公共交通の安全性の向上・維持と多様な主体の関わりの促進**

**基本方針② 情報提供方法の改善・充実**

#### 基本目標（2）安全で快適な都市環境の形成

公共交通の充実とともに「まち」全体の物理的なバリアを解消することも重要であるため、生活関連施設等と生活関連経路との一体的なバリアフリー化に努め、高齢者や障がい者をはじめとする全ての人々が、安全で快適に利用できる都市環境を形成することを目指します。

**基本方針③ 歩行ネットワークの快適性の維持・向上**

**基本方針④ 施設の安全性・誘導機能の向上**

#### 基本目標（3）思いやりの心の醸成

前述のハード面の取組に加え、市民や事業者、行政それぞれが、バリアを感じている人の立場で考え行動を起こすこと（心のバリアフリー）も重要となります。このため、啓発活動や教育活動などを通じて高齢者や障がい者等の特性やニーズに関する市民等の理解を深めるとともに、事業者等のバリアフリースキルの向上を図りながら、様々な人々の立場に応じた思いやりの心を醸成することを目指します。

**基本方針⑤ バリアフリー意識の醸成**

**基本方針⑥ 人材の育成**

### 5-3 移動等円滑化に向けた取組

関係者間の意識共有のもとに以下のような取組を進め、旅客施設や道路、商業施設等を含め、一体的・計画的にバリアフリー化に向けた整備・機能維持を推進します。

#### (1) 基本方針①に基づく取組【公共交通】

##### ○ 駅施設に関する取組

- ・エレベーターの設置
- ・エレベーターへの音声案内の設置
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの整備・改善
- ・跨線橋への誘導鈴や手すりの整備
- ・照明の照度アップに向けた検討



図 エレベーターの設置 イメージ

##### ○ バスに関する取組

- ・車両更新時における低床車両の導入促進
- ・バス車両へのスロープ板・車いす固定装置設置の促進
- ・高齢者の運転免許返納を見据えた公共交通利用の促進



図 低床バス イメージ 資料) 海王交通株

##### ○ 横断的な取組

- ・運行事業者による車両や設備等の適切な管理
- ・ボランティアによる美化活動の促進
- ・公共交通を活用したお出かけの促進

#### (2) 基本方針②に基づく取組【案内・情報提供】

##### ○ 駅施設に関する取組

- ・施設配置図（点字付き誘導看板）の設置（改善）
- ・跨線橋へのプラットホーム番号表示板の設置に向けた検討
- ・ライフステージの変化に併せた公共交通の情報提供等

##### ○ バスに関する取組

- ・時刻表やマップの表示内容の改善（コミュニティバス駅前のりばの案内板の改善、表示内容の見やすさや設置高さの調整、車両に関するバリアフリー情報の明示等）
- ・ライフステージの変化に併せた公共交通の情報提供等【再掲】

### (3) 基本方針③に基づく取組【道路】

- ・音響式信号機やエスコートゾーン設置に向けた検討
- ・自転車利用ルール作成・周知による歩行者と車両動線の分離
- ・舗装や視覚障がい者誘導用ブロック、植栽等の適切な維持管理
- ・不具合がある箇所の迅速な情報収集



図 音響式信号機設置 イメージ



図 エスコートゾーン設置 イメージ

### (4) 基本方針④に基づく取組【公衆トイレ】

- ・案内表示の改善と、音声案内の設置等ユニバーサルデザインへの対応に向けた検討

### (5) 基本方針⑤に基づく取組【高齢者や障がい者等の特性やニーズの理解】

- ・高齢者や障がい者等に関するマークや富山県ゆずりあいパーキング（障がい者等用駐車場）利用証制度等の普及・啓発
- ・学校教育を通じた自転車利用ルールの作成や、交通マナーの啓発

### (6) 基本方針⑥に基づく取組【バリアフリー知識・スキルの習得】

- ・認知症サポーター養成講座など交通事業者従業員を対象としたバリアフリースキル向上の研修等の実施
- ・学校教育を通じた自転車利用ルールの作成や、交通マナーの啓発【再掲】

## 第6章 実施すべき特定事業及びその他の事業

越中大門駅周辺地区では、基本理念の実現に向けて、以下の特定事業及びその他の事業を実施します。また、その他の移動等円滑化に向けた取組については、改めて現状を把握した上で、事業の実効性を判断し、必要性や緊急性の高いものから実施するよう努めます。

### 6-1 公共交通特定事業

事業箇所	事業内容	実施予定時期	実施主体
越中大門駅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターの設置（ホーム）</li> <li>・音声案内の設置（エレベーター）</li> <li>・視覚障がい者誘導用ブロックの設置（ホーム）</li> <li>・誘導鈴や手すりの整備（跨線橋への）</li> <li>・施設配置図（点字付き誘導看板）の設置（改善）</li> </ul>	令和4年度 ～令和7年度	あいの風とやま鉄道株式会社
事業実施に際して配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越中大門駅のエレベーター等の整備については、多額の費用を要するため、国等の支援を受けられることが必要となる。</li> </ul>		

### 6-2 教育啓発特定事業

事業箇所	事業内容	実施予定時期	実施主体
市域全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障がい者等に関するマークや富山県ゆずりあいパーキング（障がい者等用駐車場）利用証制度等の普及・啓発</li> </ul>	継続的に実施	市
大門・大島地区の学校及び市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリー教育の一環としての自転車利用ルールの作成・交通マナーの啓発</li> </ul>	継続的に実施	市
市域全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター養成講座など交通事業者従業員を対象としたバリアフリースキル向上の研修等</li> </ul>	継続的に実施	市、コミュニティバス・デマンドタクシー運行事業者
事業実施に際して配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大門・大島地区の学校での自転車ルールの作成等の実施に際しては、事前に関係機関と相談した上で対象となる学校を特定する。実施に当たっては、実施主体（射水市）が教職員への負担軽減のために必要な配慮を行う。</li> </ul>		

### 6-3 その他の事業

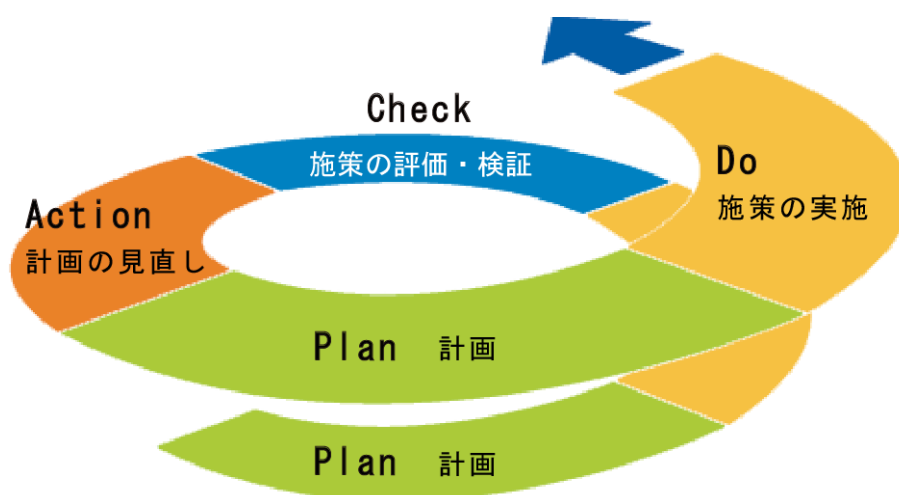
事業箇所	事業内容	実施予定時期	実施主体
バス停（越中大門駅、大島南部公園前）	・時刻表やマップの表示内容の改善	令和4年度	市
市域全域	・高齢者の運転免許返納を見据えた公共交通利用の促進	継続的に実施	市
市域全域	・ライフステージの変化に併せた公共交通の情報提供等	継続的に実施	市

## 第7章 基本構想の推進と進捗管理

今後は、本基本構想に基づき重点整備地区内のバリアフリー化を推進していくものとし、とりわけ、特定事業については、それぞれの実施主体が関係機関等と協議・調整や合意形成を図りながら特定事業計画を作成して事業を実施していきます。

特定事業及びその他の事業の実施に当たっては、適宜「射水市バリアフリー推進協議会」を活用しながら、事業の進捗状況を把握するとともに、5年目の令和8年度（2026年度）を目処に事業の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があると認めるときは本基本構想を見直し、重点整備地区におけるバリアフリー化を維持・継続・発展させていきます。

図 PDCAサイクルによるスパイラルアップ（イメージ）





《構想の体系》



# 参考資料

## 1 射水市バリアフリー推進協議会 設置要綱

平成30年12月28日

告示第286号

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第24条の4第1項及び第26条第1項の規定により、射水市バリアフリー推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の策定に関すること。
- (2) 移動等円滑化促進方針及び基本構想の実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者、障害者団体等の代表者
- (3) 公共交通事業者
- (4) 関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 役職により委嘱され、又は任命された委員が当該役職を退いたときは、委員の職を辞したものとする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を進行する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 移動等円滑化促進方針及び基本構想の策定に関する事前調査、調整等を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

2 前項の事務局の庶務は、企画管理部政策推進課、市民生活部生活安全課、福祉保健部地域福祉課及び社会福祉課並びに都市整備部都市計画課及び道路課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日告示第176号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年3月1日告示第29号)

この告示は、公表の日から施行する。

## 2 射水市バリアフリー推進協議会 委員名簿

No	氏名	所属	役職	要綱第3条 第2項	備 考
1	小柳津 英知	富山大学経済学部	教授	第1号関係	学識経験者 (会長)
2	鷹西 恒	富山福祉短期大学国際観光学科	教授	第1号関係	学識経験者 (副会長)
3	中村 弘	射水市老人クラブ連合会	副会長	第2号関係	高齢者、障害者 団体の代表
4	本江 とみ子	射水市中心身障害者連合会	副会長	第2号関係	高齢者、障害者 団体の代表
5	村田 稔	射水市聴覚障害者協会	会長	第2号関係	高齢者、障害者 団体の代表
6	木本 健正	射水市手をつなぐ育成会	副会長	第2号関係	高齢者、障害者 団体の代表
7	福田 聡浩	あいの風とやま鉄道株式会社	企画課長	第3号関係	公共交通 事業者
8	茶山 英義	万葉線株式会社	運輸部軌道課長	第3号関係	公共交通 事業者
9	大野木 貴吉	富山地方鉄道株式会社	運行管理課課長 代理	第3号関係	公共交通 事業者
10	釣谷 隆行	海王交通株式会社	常務取締役	第3号関係	公共交通 事業者
11	門田 晋	社会福祉法人射水市社会福祉協議会	会長	第4号関係	関係団体の 代表者
12	山崎 京子	射水市母親クラブ連絡協議会	会長	第4号関係	関係団体の 代表者
13	砂原 良重	射水商工会議所	事務局長	第4号関係	関係団体の 代表者
14	石黒 勝久	大島地域振興会	会長	第4号関係	関係団体の 代表者
15	小松 美保子	北陸信越運輸局交通政策部	バリアフリー推進 課長	第5号関係	関係行政機関 の職員
16	長谷部 秀朗	射水警察署	交通課長	第5号関係	関係行政機関 の職員
17	織田 大祐	富山県高岡土木センター	施設管理課長	第5号関係	関係行政機関 の職員
18	小塚 悟	射水市	企画管理部長	第6号関係	市職員
19	小見 光子	射水市	福祉保健部長	第6号関係	市職員
20	桜川 正俊	射水市	市民生活部長	第6号関係	市職員
21	島崎 真治	射水市	都市整備部長	第6号関係	市職員